

国立大学法人高知大学におけるモニターカメラ設置規則

平成 17 年 3 月 9 日
規則 第 447 号

最終改正 令和 5 年 4 月 7 日規則第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、国立大学法人高知大学（以下「本学」という。）の構内に、本学教職員、学生及び来学者（以下「利用者」という。）の安全確保や、本学保有の資産の保全を図ることを目的として、モニターカメラ（以下「カメラ」という。）を設置する場合における適正な管理及び運用に関する基本的事項を定める。

(定義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) カメラ 利用者の安全確保及び本学保有の資産保全のために設置されるもので、ディスプレイ、通信及び録画のために必要な関連機器で構成される装置をいう。
- (2) 画像 カメラによって録画した映像をいう。
- (3) 部局 各学系、各学部（附属施設を含む。以下同じ。）、大学院総合人間自然科学研究科、保健管理センター、学内共同教育研究施設、海洋コア国際研究所、機構等及び事務局をいう。

(設置責任者)

第 3 条 設置したカメラの適正な管理及び運用を期するため、設置責任者を置き、学長をもって充てる。

(取扱責任者)

第 4 条 画像の適正な管理を行うため、取扱責任者を置き、カメラを設置した部局の長をもって充てる。

(設置等の承認)

第 5 条 カメラを設置する場合は、第 1 条に定める目的に限るものとし、部局の長が、「モニターカメラ設置承認申請書」（別紙様式 1）を提出し、設置責任者の承認を得るものとする。

- 2 カメラの設置場所を変更等する場合は、部局の長が、「モニターカメラ設置変更申請書」（別紙様式 2）を提出し、設置責任者の承認を得るものとする。

(プライバシーの保護等)

第6条 設置責任者は、カメラの設置にあたっては、プライバシーの保護を最優先するものとし、モニター対象区域の視認しやすい場所に取り扱責任者名及びカメラを設置している旨の表示をしなければならない。

2 取扱責任者は、画像から知り得た情報を他に漏らしてはならず、その職務から退いた後も同様とする。また、取扱責任者は、画像を保管する場合は、画像の漏えいの防止に万全の措置を講じなければならない。

3 設置責任者は、画像から特定される個人の同意があるとき、又は法令に定めのある場合を除き、画像を設置目的以外のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(画像の開示)

第7条 取扱責任者が管理及び保管する画像について開示請求があった場合は、国立大学法人高知大学の保有する個人情報の開示等に関する規則（平成16年規則第438号）に基づき、行うものとする。

(事務)

第8条 カメラの設置に関する事務は、財務部経理課において処理する。

附 則

1 この規則は、平成17年3月9日から施行する。

2 この規則の施行の際、現にカメラを設置しているときは、速やかにモニターカメラ設置承認申請書を提出し、設置責任者の承認を得なければならない。

附 則

この規則は、平成17年7月1日から施行する。

附 則（平成18年7月12日規則第17号）

この規則は、平成18年7月12日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則（平成20年3月26日規則第127号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月31日規則第124号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月31日規則第107号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日規則第163号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成31年4月26日規則第15号）

この規則は、令和元年5月1日から施行する。

附 則（令和5年3月28日規則第132号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年4月7日規則第2号）

この規則は、令和5年4月7日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

別紙様式 1 (第 5 条第 1 項関係)

モニターカメラ設置承認申請書

年 月 日

決裁	設 置 責任者	事務局長	財務部長	経理課長	担当係	設置申請部 局
設置目的						
設置場所 監視エリア 台数	※別紙のとおり					
備考	※予算措置					

設置場所を変更（建物又はフロアの変更）する場合は、改めて申請すること。

別紙様式 2 (第 5 条第 2 項関係)

モニターカメラ設置変更・廃止申請書

年 月 日

決裁	設 置 責任者	事務局長	財務部長	経理課長	担当係	設置申請部 局
変更目的 廃止理由						
設置変更場 所 監視エリア 台数	※別紙のとおり					
備考	※予算措置					

別紙様式 1 の申請書の写を添付すること。